

物品売買契約書

売渡人 さくら市(以下「甲」という。)と買受人 (以下「乙」という。)とは、
物品の売買について次のとおり契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物品)

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

品名	数量	備考

(売買代金)

第3条 売買代金は、一金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(売買代金の納入期限)

第4条 乙は、売買代金を、一括して甲が指定する日までにさくら市指定金融機関に納入するものとする。

(所有権の移転)

第5条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(名義変更手続き及びその費用)

第6条 乙は、前条の規定により売買物品の所有権が移転した後、速やかに甲に対し譲渡証明書等名義変更に必要な書類の交付を請求するものとする。

2 乙は、甲から交付された譲渡証明書等により、遅滞なく名義変更手続きを行うものとする。この場合に必要な費用は、乙の負担とする。

(売買物品の引渡し)

第7条 甲は、第6条の規定による名義変更手続きの完了が確認できたときには、遅滞なく、売買物品を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物品の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

(租税公課の負担)

第8条 売買物品についての租税公課は、名義変更の日をもって区分し、その翌日以降は乙の負担とする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において当該物品が甲の責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約締結後、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された物品に関して契約内容に適合しないことを理由として、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らかの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第12条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物品を現状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該物品を現状に回復させることが適当でないことを認めるときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができないものとする。

(返還金)

第15条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。
2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人 甲 栃木県さくら市氏家2771番地
さくら市長 花塚 隆志

買受人 乙